

令和4年11月28日公表

新型コロナウイルス感染症の影響による青森県内の動き

【照会先】		
2ページ	職業安定課 地方労働市場情報官 小野 仁	017-721-2000
3ページ (雇用調整助成金)	職業対策課 職業対策課長 山谷 良子	017-721-2003
3ページ (休業支援金・給付金)	職業安定課 職業安定課長 鈴木 彰	017-721-2000
5ページ	労災補償課 労災補償課長 深山 大智	017-734-4115

解雇等の見込み、雇い止め等に関わる相談状況

本情報は、労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を元に把握した数字であり、網羅的なものではなく、雇用への影響に関する予兆を把握するために収集した情報であるため、解雇等を確定できる情報ではない。

(数値は調査開始時(令和2年1月31日)からの累計)	10月14日(金)	11月18日(金)
雇用調整の可能性がある事業所数(※1)	2,016	2,021
うち解雇等見込みがある事業所数	110	115
解雇等見込み労働者数(※2)	2,876	2,910

- ※1「雇用調整の可能性がある事業所」とは、事業所がハローワークに対して相談した時点において、雇用調整の可能性がある旨を把握したものを計上している。
 ※2「解雇等見込み」は、ハローワークに対して相談のあった事業所等において、解雇・雇い止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇い止めされたものも含まれている。
 ※雇用調整の可能性がある増加事業所数の内訳
 飲食業：1事業所、卸売・小売業：2事業所、医療・福祉：2事業所

○解雇等見込みがある事業所の産業別の状況

11月18日現在 (下段は10月14日時点の数値)		宿泊業	飲食業	製造業	建設業	卸売・ 小売業	道路旅客 運送業	その他	計
解雇等見込みがある事業所数		15 (15)	18 (17)	23 (23)	10 (10)	16 (14)	4 (4)	29 (27)	115 (110)
解雇等見込み労働者数		301 (301)	161 (161)	1,584 (1,584)	45 (45)	235 (228)	57 (57)	527 (500)	2,910 (2,876)
10月14日 時点との差	解雇等見込みがある 事業所数	0	1	0	0	2	0	2	5
	解雇等見込み労働者数	0	0	0	0	7	0	27	34

- ※その他の内訳
 娯楽業：5事業所60人、サービス業：5事業所140人、医療・福祉事業：8事業所79人、公衆浴場：1事業所59人、清掃業：1事業所5人、不動産業：2事業所11人、
 農業：2事業所8人、物品賃貸業：2事業所24人、運輸業：1事業所40人、洗濯業：1事業所96人、不明：1事業所5人

注) 「解雇等見込みがある事業所数」には、初めて解雇等見込みがあった時点のみ事業所数として計上している。そのため、過去に解雇等見込みがあり本情報に計上された事業所において、再び解雇等見込みが発生した場合には、「解雇等見込みがある事業所数」には計上していない。

雇用調整助成金（特例措置）及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給実績

【雇用調整助成金（特例措置）、休業支援金・給付金の内容】

◎雇用調整助成金（特例措置）、休業支援金・給付金の特例措置については、令和4年12月から令和5年3月の間、通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。
令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めて公表する。

（周知の状況）

労働局のHPで周知するとともに、県内の経済団体・業界団体等を通じて傘下の事業主への周知を実施する。

雇用調整助成金、休業支援金・給付金の支給実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (11月18日現在)	合計
雇用調整助成金	支給申請件数	16,392件	15,761件	7,976件	40,129件
	支給決定件数	16,042件	15,692件	8,233件	39,967件
	支給決定金額	133.3億円	94.9億円	34.0億円	262.3億円
休業支援金・給付金	支給申請件数	4,912件	7,005件	4,509件	16,426件
	支給決定件数	3,843件	5,346件	4,154件	13,343件
	支給決定金額	2.2億円	2.9億円	1.7億円	6.8億円

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 (※2, 5)	4/5 (9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5 (10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主 (※6)(経過措置)	-	2/3 (9/10) 9,000円	-
大企業	原則的な措置 (※2, 5)	2/3(3/4) 8,355円	1/2 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	4/5(10/10) 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主 (※6)(経過措置)	-	1/2(2/3) 9,000円	-

- (※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
 (※2) 生産指標が前年同期比(令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去の1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主について業況を再確認する。
 (※3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
 重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
 各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
 (※4) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。
 なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(注1) 注釈中の下線部は経過措置。

(注2) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-
大企業 (※7)	原則的な措置	8割 8,355円	6割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 8,800円	-

- (※5) 令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。
 ・クーリング期間(直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまでに新たに受給できない制度)を適用しない。
 ・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。
 ・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。
 ・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。
 (※6) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。
 なお、毎月業況を確認する。
 (※7) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
 (※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※3)
 なお、地域特例については月単位での適用とする。
 (例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求・決定状況について

請求件数	決定件数	うち支給件数
859	530	530

業 種		R 2	R 3					R 4										計
		12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月 18日現在	
医療業	請求件数	0	0	20	20	3	0	0	15	9	9	12	36	27	107	68	23	349
	決定件数	0	0	11	12	20	0	0	0	0	0	23	2	33	39	30	14	184
社会保険・社会福祉・介護事業	請求件数	1	12	1	20	8	0	0	9	52	30	30	26	44	51	64	59	407
	決定件数	0	4	9	18	10	0	1	3	2	30	15	41	26	60	26	26	271
サービス業（他に分類されないもの）	請求件数	0	2	0	2	1	0	1	3	1	1	1	1	2	5	3	2	25
	決定件数	0	2	0	2	1	0	0	0	5	1	0	0	2	2	4	0	19
卸売業・小売業	請求件数	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	2	0	1	0	1	1	9
	決定件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	1	1	0	0	7
宿泊業、飲食サービス業	請求件数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	0	1	2	1	0	10
	決定件数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	7
建設業	請求件数	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	6	4	5	18
	決定件数	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	3	9
金融業、保険業	請求件数	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	決定件数	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
製造業	請求件数	0	0	0	0	13	0	0	0	0	9	1	0	1	0	0	0	24
	決定件数	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	3	0	0	0	7	0	23
上記以外の業種 ※	請求件数	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	0	4	4	1	14
	決定件数	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	3	0	7

※ 上記以外の業種は、生活関連サービス業・娯楽業、情報通信業、教育・学習支援業、運輸・郵便業、学術研究・専門技術サービス業、鉱業・採石業・砂利採取業である。